様式第４号その2(第24条関係)(物品購入用)

物品売買契約書

1 　物品の名称

2 　物品の場所

3 　納入期限　　　　　　　　 年　　月　　日から

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日間

　 　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日まで

4 　契約金額　　　￥

　 　　(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　￥　　　　　　　　　　)

5 　契約保証金　　　￥

　上記の物品の売買に関し、買受者宇美町(以下「甲」という。)と売渡者(以下「乙」という。)との間に下記の条項により契約を締結する。

　(売買)

第1条　乙は、別表に掲げる物品(以下「物品」という。)を甲に売り渡し、甲は、これを買い受ける。

　(検査)

第2条　乙が物品を納入するときは、あらかじめその旨を甲に通知しなければならない。

2 　甲は物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に乙の立会いのもとに検査を行う。

　(代金の支払い)

第3条　乙は、前条第2項の検査に合格したときは、契約金額の支払いを甲に請求する。

2 　甲は、前項の請求があつたときは、その日から30日以内に乙に支払わなければならない。

　(取替え又は補修)

第4条　納入した物品が12か月以内に甲の責に帰すべき理由によらないで破損し、又は故障したときは、甲は乙に対し、その取替え又は補修の要求をすることができる。

2 　乙は、甲から前項の要求があつたときは、乙の費用で、甲の指定する期日までに取替え又は補修をしなければならない。乙がこれを行わないときは、甲はこれを代行し、その費用は乙が負担する。

　(遅滞損害金)

第5条　甲は、乙がその責めに帰すべき理由によって履行期限までに履行を終わらなかつたときは遅滞損害金を徴収する。

2 　前項の遅滞損害金は、履行期限の翌日から起算し、物品の完納までの期間に応じ、1年につき未納部分の代金の年36.5パーセント以上に相当する金額とする。

　(納期の延期)

第6条　甲は、乙の申請により、天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたときは、納期を延期することができる。

　(契約の解除)

第7条　甲は、次の各号の一に該当するときは、任意にこの契約を解除することができる。この場合において解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

　(1)　履行期限までに履行を終わる見込みがないと認めたとき。

　(2)　天災地変その他乙の責めに帰すべき理由によらないで履行期限までに履行できないと認めたとき。

　(3)　乙に誠意がなく、完全に契約の履行を終わる見込みがないと認めたとき。

　(4)　役員等が暴力的組織の構成員等であることが明らかになったとき。

　(5)　暴力的組織又は構成員等に資金的援助又は便宜供与をしたことが明らかになったとき。

　(6)　暴力的組織の構成員としりながら雇用又は使用していることが明らかになったとき。

　(7)　不正の利益又は第三者に損害を与える目的で暴力的組織又は構成員等を利用したことが明らかになったとき。

　(8)　役員又は使用人が個人の私生活において、不正の利益又は第三者に損害を与える目的で暴力的組織又は構成員等を利用したことが明らかになった、又は暴力的組織又は構成員等に資金的援助又は便宜供与をしたことが明らかになったとき。

　(9)　役員等又は使用人が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していることが明らかになったとき。

　(10)　暴力的組織の構成員等が経営に参加していることが明らかになったとき。

　(11)　履行に関し不正の行為があると認めたとき。

　(違約金)

第8条　乙がその債務の履行を拒否し、又は乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合は、乙は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2　 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

1. 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選

任された破産管財人

1. 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定によ

り選任された管財人

1. 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定によ

り選任された再生債務者等

3　 第1項の場合（前条第5号から第10号までの規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもつて違約金に充当することができる。

(契約外の事項)

第9条　この契約書に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、宇美町契約規則(平成21年宇美町規則第5号)を守るほか、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

　　　　　　　年　　月　　日

　　　買受者　 (甲)　 宇美町

　　　　　　　　　　　　　代表者　職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　売渡者　 (乙)

　　　　　　　　　　　　　住所又は所在地

　　　　　　　　　　　　　商号、名称又は氏名

　　　　　　　　　　　　　代表者資格氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞